

制定：2003年3月3日

改正：2023年11月7日

各位

## ホルムアルデヒド自主管理申請料

一般社団法人 日本塗料工業会  
ホルムアルデヒド自主管理審査委員会事務局

ホルムアルデヒド自主管理制度に新規登録、更新及び維持管理を行うに当り、申請料を次のとおりとする。

申請料は次回の更新年末まで又は登録商品が登録廃止になるまでのいずれか短い期間の費用とする。

申請料は申請書類を送付すると同時に、下記の所定銀行に事前に振り込みとする。

※全て消費税込み・10%対象※

登録番号：T8011005000134

表1. ホルムアルデヒド自主管理申請料（単位：円）税込み

| 商品数            |         | 会員            | 会員以外            |
|----------------|---------|---------------|-----------------|
| 一申請につき登録塗料分類当り | 10 商品以下 | 一律 5,240      | 一律 10,480       |
|                |         | (内消費税 476)    | (内消費税 952)      |
|                | 11 商品以上 | 1 商品当り<br>520 | 1 商品当り<br>1,040 |
|                |         | (内消費税 47)     | (内消費税 94)       |

注1) 会員には正会員と賛助会員を含む。

注2) 登録塗料分類とは、アルキド樹脂系塗料、ビニル樹脂系塗料などの11種類の塗料分類をいう（自主管理要領P6参照）。

注3) 登録品の更新審査及び維持管理審査の申請料は、ホルムアルデヒド自主管理申請料と同じとする。

注4) 登録品の登録情報変更審査の申請料は、下記のとおりとする。但し、申請会社名および登録商品名の両方を同時に変更する場合は、再度新規登録申請が必要となる。

表 2. 登録情報変更申請料 (単位：円) 税込み

| 商品数     | 会員         | 会員以外       |
|---------|------------|------------|
| 一登録商品当り | 2,200      | 4,400      |
|         | (内消費税 200) | (内消費税 400) |

- 注 5) 本申請費用は、申請受付及び手続きや審査・登録に要する費用であり、受付後の審査結果にかかわらず返却は致しません。
- 注 6) 申請後、所定の入金が事務局にて確認できない場合は、審査委員会で審査されず、次回になることがあります。
- 注 7) 登録商品毎の登録証明書発行に関する費用は、下記のとおりとする。

表 3. 商品毎の登録証明書発行料 (単位：円) 税込み

| 商品数     | 会員         | 会員以外         |
|---------|------------|--------------|
| 一登録商品当り | 5,500      | 11,000       |
|         | (内消費税 500) | (内消費税 1,000) |

- 注 8) 仮称登録申請に関する費用は、下記のとおりとする。

表 4. 仮称登録申請の審査料 (単位：円) 税込み

| 商品数     | 会員のみ         |
|---------|--------------|
| 一登録商品当り | 22,000       |
|         | (内消費税 2,000) |

- 注 9) 「ホルムアルデヒド自主管理」申請費用の振込先は、  
 取引銀行：みずほ銀行 恵比寿支店 (188)  
 普通預金 8048123  
 口座名；社団法人 日本塗料工業会 自主管理口  
 (但し、請求書及び領収書は、発行しませんので振込書控えで  
 かえさせていただきます。)

以上